

河合町議会会議録

令和 8 年 3 月 4 日 開会

河合町議会

令和8年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （3月4日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	12
○付議事件の一括提案理由の説明	13
○議案第7号から議案第10号、議案第17号から議案第25号、同意第1号及 び同意第2号の委員会付託	19
○議案第11号から議案第16号の委員会付託	20
○散会の宣告	21
○署名議員	23

河合町告示第5号

令和8年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 8年 2月25日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 8年 3月 4日

2 場 所 河合町議会議場

令和 8 年 3 月 4 日（水曜日）

（第 1 号）

令和8年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年3月4日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 7 号 令和7年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第 8 号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 9 号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第17号 河合町子どもの未来応援基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第18号 河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正について
- 日程第 9 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第20号 職員の旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第22号 河合町立体育館使用条例の一部改正について
- 日程第13 議案第23号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第24号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第15 議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第16 議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第11号 令和8年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 日程第19 議案第12号 令和8年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第20 議案第13号 令和8年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第21 議案第14号 令和8年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第22 議案第15号 令和8年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）

冊)

日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 8 年度河合町下水道事業会計予算について(別冊)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	1 0 番	馬 場 千恵子
1 1 番	岡 田 康 則	1 2 番	疋 田 俊 文

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 長	浦 達 三	生活環境部長	佐 藤 桂 三
まちづくり 推進部長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
生活環境部長 次	森 川 泰 典	総 務 課 長	西 村 直 貴
財 政 課 長	松 本 武 彦		

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

本日、告示第 5 号をもって令和 8 年第 1 回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しております。

よって、令和 8 年第 1 回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日の定例会は録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合があります。ご了承願いたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶及び令和 8 年施政方針について登壇の上願います。

○町長（森川喜之） はい。議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日、ここに令和 8 年第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、新年度の町政運営についての基本的な考え方や所信の一端を述べさせていただきますと思います。

私が、町長に就任してから、早いもので 3 年が経過しようとしており、与えられた任期の終盤を迎えます。

これまでの間、私は「河合町の未来に責任を持つ」という揺るぎない信念のもと、河合町政運営に邁進してまいりました。

新年度はこれまでの歩みを総括し、新たなる飛躍への確かな礎を築く極めて重要な1年であると認識をしております。

私が就任以来、最重要課題として掲げ、心血を注いできたのが「財政再建」です。本町の財政状況は過去からの行政運営の積み重ねにより、非常に厳しい状況に立たされています。こうした構造的な課題に対し、短期間で全てが解決するような「特効薬」が存在しないことは、今なお、奈良県からの重症警報が継続していることに現れております。

このことから、財政の健全化には地道に、そして愚直に体質改善に取り組む以外に道はないと考え、その具体的な取り組みの1つがこれまでに実施した総額4億円を超える地方債の繰り上げ償還であります。これにより、実質公債費比率や将来負担比率の見通しは、私が就任後確実に改善され、将来世代に回る負担を、今私たちの世代で食い止める大きな一歩を踏み出すことができました。

これは、単なる指標の改善ではなく、本町が再び自立的なまちづくりを行うための施策であると考えております。

令和8年度予算案の編成に当たっては、この財政再建の歩みを止めることなく、「持続可能な河合町」をいかに構築するかを深く追求いたしました。その結果として、令和8年度の一般会計予算は86億6,000万円で、前年度6億円、7.4%の増加となっており、河合町総合計画の基本方針に沿って、令和8年度の主要な施策についてご説明を申し上げます。

まず、1つ目は、「いつまでも健康で生き生きと暮らせて魅力あふれる居住空間づくり」です。全ての子供の健やかな育ちを応援するため、令和8年4月より、こども誰でも通園制度を開始いたします。未就園児に集団生活の機会を提供することで、家庭では得られない経験や、多様な交流を促し、子供の社会性を育むと共に、保護者の孤立防止につなげてまいります。

また、「子ども家庭センター」の機能を充実させ、妊産婦から子育て世代までを一体的にサポートする伴走型支援体制を確立いたします。特に、就学前の重要な時期に当たる5歳児を対象とした、「5歳児健診」を新たに実施し、発達課題を早期に発見することで、一人一人に最適な支援を途切れなく提供してまいります。そして、住民の皆様がいつまでも健やかに暮らせるよう、保健施策の強化も並行して進めます。

令和8年度より母子感染を防ぐための妊婦へのRSウイルスワクチン及び重症化リスクの

高い高齢者への高用量インフルエンザワクチンの接種費用補助を開始いたします。予防医療への投資を通じて、全世帯の健康維持を強力にバックアップをしてまいります。

こうしたソフト面の施策を支える土台となるのが、本年1月に改定いたしました「河合町都市計画マスタープラン」であります。

本プランでは、人口動態や厳しい財政状況を直視した「優先度の整理」、また福祉、産業、交通が一体となった「部局関連携、そして何より重要な住民の皆様との「合意形成」を3本の柱として据えております。

具体的には、「立地適正化計画」の策定を加速させ、駅周辺への都市機能の集約を図ることと、高齢化社会に対応したコンパクトで持続可能な街への転換を推進いたします。併せて広域交通ネットワークの構築についても、関係機関と粘り強く協議を進めてまいります。

また、深刻化する空き家問題に対し、令和8年度、満を持して「空き家対策プラネットホーム」を設置いたします。専門家と連携したワンストップの相談体制を構築することで、行政単独では困難であった流通、また利活用を促進し、住環境の改善から移住定住の促進へとつなげてまいります。

公営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、「泉団地」の住み替え事業にめどが立ちました。

続く、「向陽団地」においても入居者の皆様の意向を確認しながら、住み替え事業を進め、用途変更を含めた有効活用策など、将来にわたって安心できる住まいの確保に努めてまいります。魅力ある住環境を維持するためには、自主財源の確保が不可欠です。

本町の強みである幹線道路への接続性や、公共交通の利便性を最大限に生かし、企業誘致を展開をしてまいりたいと思います。

公有資産の有効活用や、民間活力の導入により、町の財政負担を抑制しながらも、企業の進出を促進するあらゆる手段、手法を検討してまいります。

2つ目は、「豊かな自然と共生し、安全で安心して暮らせる循環型のまちづくり」であります。

激甚化・頻発化する自然災害から町民の皆様の生命と財産を守ることは、町政の最優先事項であります。浸水対策として着手しております「不毛田川の内水対策事業」は、今年度調整池が1つ完成する運びとなりました。

これに加え、管理者である奈良県や、上流域の広陵町とも緊密な連携をし、流域全体の総合的な治水対策を強力に推進してまいります。

また、「地積調査事業」は土地境界の明確化により発災後の早期復旧を可能にする「災害に強いまちづくり」の根幹であります。予期せぬ事態を見据え、事業のさらなる迅速化を図ります。併せて橋梁やため池の耐震化、生活に密着した道路舗装の更新についてもスピード感を持って維持管理を徹底いたします。ハード面の整備に加え、ソフト面の対策も万全を期します。

導入から10年が経過した、防災行政無線の更新を実施し、確実な情報伝達体制を確保すると共に、指定避難所の看板についても、学校を皮切りに順次更新をしてまいります。

地域の守りの要である消防団に対して、団員の処遇改善を目的とした、報酬額の改定を行い、拠点となる屯所の整備や車両の更新を進めてまいります。

また、防災士ネットワークや各自治会と連携した、実践的な訓練を通じ、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上に努めてまいります。

日常の安全について、自転車ヘルメットの着用の促進や、防犯電話の購入助成など、身近なリスクを軽減する事業を継続し、誰もが安心して暮らせる環境を整えます。

次に、ごみ処理体制の広域化による循環型社会の推進について申し上げます。

「やまとe c oクリーンセンター」及び「まほろばリレーステーション」の本稼働に伴い、本町の可燃ごみ処理は広域体制へと移行を行いました。

分別区分の変更にご協力をいただいている町民の皆様に深く感謝を申し上げます。

これを受け、役割を終えた清掃工場の焼却炉については、有利な財源を確保しつつ、解体に向けた調査、研究を進めてまいります。不燃ごみや粗大ごみの広域化につきましても、令和8年度中に明確な道筋を定め、効率かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指してまいります。

3つ目は、「郷土愛にあふれ心豊かに生涯活躍できるひとづくり」であります。

本町の未来を担う子供たちが、変化の激しい社会を生き抜く力を育めるよう、教育環境の充実に全力を注ぎます。

まず、ICT教育や外国語教育において、支援スタッフの充実や、サポート体制を整え、英検などの検定に挑戦する子供たちを継続的に応援してまいります。

同時に誰1人取り残さない教育の実現に向け、不登校対策を強化いたします。

現在、不登校の兆候が見られる生徒や、復帰段階にある生徒へのきめ細やかな支援が急務であります。そこで、専門家であるスクールカウンセラー等と連携をし、第2中学校に「校内教育支援センター」を設置いたします。

別室登校などの多様な学びの場を確保することで、早期の課題発見と登校復帰に向けた、確かなサポート体制を構築してまいります。

安全安心な学校環境の整備として、子供たちが健やかに学校生活を送り、地域の避難所としての機能も果たす施設整備を計画的に進めてまいります。

小学校においては、令和7年度からの継続事業として、「屋内運動場への空調機の設置」を行います。これにより、夏季の熱中症対策のみならず、災害時にも安心して利用できる避難所環境を整えます。

中学校においても、空調機設置に向けた設計業務に着手すると共に、第2中学校の校舎の外壁及び屋上防水改修を行い、老朽化対策を万全にいたします。

また、生涯スポーツの拠点である、総合スポーツ公園についても、グラウンドの表層整備を行い、全世代が安心してスポーツを親しめる環境を維持してまいります。

子育て世帯の経済的負担を軽減し、学びの機会を保障するための食育支援も推進してまいります。これまで、国や県に対し、要望を重ねてきた結果、小学校の給食費無償化が実現をいたしました。

中学校につきましても国の交付金を活用し、令和8年度も前年度同様に、「年間給食費の半額補助」を継続し、切れ目のない支援を行います。

部活動の地域移行については、「子供たちを地域で育てる」という理念のもと、指導者の確保や運営費の在り方など、山積みする課題を1つずつ丁寧に解決をしてまいります。生徒にとって持続可能で多様な選択ができるよう、スポーツ・文化活動の新たな環境づくりに邁進してまいります。

4つ目は、「賑わいと歴史文化が融け合うふるさとの魅力づくり」であります。

本町が誇る豊かな歴史文化遺産、そして交通利便性の高さという潜在能力を最大限に引き出し、経済活性化を図ることは、本町の持続可能な発展に不可欠であります。

しかしながら、歴史遺産の保存と活用の両立、特産品の開発、効果的な周遊ルートの構築など、解決すべき課題も少なくありません。

こうした課題を突破するために、今年度、国土交通省近畿運輸局の「観光まちづくりコンサルティング事業」に応募し、本町が採択をされました。現在、観光有識者や大学教授、旅行業者からなる専門組織により、本町の資源調査・分析が進められております。今年度内に交付される提案書に基づき、令和8年度には、本町の魅力を劇的に向上させるための具体的な施策素案を早期に作成してまいります。

町の賑わい、創出するもう1つの柱が、イベントの推進です。

「河合町マラソン大会」については、河合町総合型地域スポーツクラブを中心に、より盛大で活気あふれる大会となるよう、協議を重ねております。本大会の参加者は令和6年度の約100名から、令和7年度には約300名へ、着実に増加をしております。

令和8年度は町外からの参加者も含めた「600人規模」の開催を目指し、本町の魅力を広くPRする絶好の機会といたします。この大会は、単なる競技の場にとどまらず、障がいのある方もない方も誰もが共に走る喜びを分かち合える「共生社会」の象徴として、心豊かなふるさとづくりの契機としてまいります。

これら「観光の仕組みづくり」と「スポーツによる賑わい」を両輪として進めることで、歴史文化が息づき、常に新しい活気に満ちあふれる本町ならではの魅力的な地域社会を構築してまいります。

5つ目は、「多様な産業の育成と地域ブランド化の推進による活力づくり」です。

本町の農業振興につきましては、現在、従事者の高齢者や後継者不足という深刻な課題に直面をしております。これに加え、昨今の資材価格の高騰や、農地を支える水路、ポンプ施設等の老朽化に伴う維持管理費の増大など、農家の皆様を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした負担の軽減と次世代が希望を持てる農業環境の整備は本町の活力を維持する上で、避けては通れない重要課題です。この厳しい局面を打破し、持続可能な農業を形にするため、農業委員会の皆様や地域の農家の皆様と緊密に連携し、意欲ある担い手の確保、育成を強力に支援をいたします。

その基盤の1つとして、一団の農地を「農業振興ゾーン」として設定し、農地の集約化と効率化を加速をさせます。これにより、生産性の向上を図るだけでなく、本町ならではの農産物を「地域ブランド」として確立し、付加価値を高める仕組み作りを推進してまいります。

6つ目は、「町民協働と健全な行政運営」です。

「いつでも、どこでも」行政サービスを受けられる体制を構築し、町民の皆様の利便性の向上と事務の効率化を加速させてまいります。

本町では、自治体基盤クラウドシステムを最大限に活用し、令和6年3月より開始した、住民票等のコンビニ交付サービスに加え、令和8年度より新たに「各種税証明書のコンビニ交付」を開始いたします。

これにより、仕事や家事で忙しい皆様が役場や出張所の窓口に足を運ぶことなく、証明書

を取得できる環境を整え、デジタルの恩恵を直接実感していただける行政運営を推進してまいります。

これまで申し上げました住民サービスを将来にわたり維持発展させるためには、健全な財政基盤が不可欠であり、金利の上昇が続く中、将来的な利子負担の増大を抑制し、町の財政を健全化することは急務であります。

そこで、令和8年度中に、利率の見直しが行われる地方債に対し、早期に「繰上償還」を実施いたします。そのための経費として、約3億5,000万円を計上いたしました。

この償還により、将来にわたる財政負担の軽減を図り、確保された財源をさらなる住民福祉の向上へと循環をさせてまいります。

私たちの使命は、目先の課題解決にとどまりません。今、この河合町に住み、生活を営んでいる皆様、これから本町を住まいとして選び、転入してこられる皆様、そして将来この河合町に生まれてくる子供たち、その全ての方々が河合町に住んでよかった、心から思える町づくりを作り上げること、これが果たすべき役割であります。

そのために限られた財源を効率的に活用し、安全安心なインフラ整備、教育環境の充実、そして地域コミュニティの活性化に重点を置いた予算を編成をいたしました。

財政健全化によって生み出される余力を次世代への投資へとつなげていく、これが私が目指す「豊かさと幸せを実感できるまち」の姿であります。

以上、新年度の施政方針及び施策の概要を申し上げます。

行政はもとより、町議会また住民の皆様とともに、1歩ずつ前進していくための、これらの施策について議員各位並びに町民皆様に予算案及び関連条例へのご理解をまたご協力を心からお願いを申し上げ、私からの施政演説に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、7番、長谷川伸一議員、8番、杵本光清議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

2月25日と本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、佐藤利治議会運営委員長より会期等について報告願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○4番（佐藤利治） ご報告いたします。

去る2月25日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月4日より3月18日までの15日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日4日が本会議。

一般質問は5日木曜日と6日金曜日の午前9時30分からとします。

総務文教常任委員会を9日月曜日午前10時からとします。

厚生建設常任委員会を9日月曜日午後1時30分からといたします。

常任委員会予備日は10日火曜日午前10時からといたします。

予算審査特別委員会は11日水曜日午前9時半から、12日木曜日午後1時30分から、16日月曜日午前9時30分から行います。

予備日は同日の午後1時30分からの予定です。

本会議最終日は18日水曜日午前10時からとします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期日程については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日4日より18日までの15日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） 理事者の方より議案第7号より議案第25号までの19議案、同意第1号から第2号の2同意について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） 令和8年3月定例会に上程されました議案第7号から第25号までの19議案、同意第1号及び第2号の2同意の合計21案件について、順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第7号 令和7年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億4,527万2,000円を追加し、予算総額を90億1,467万円とするものでございます。

第2条繰越明許費につきましては、3ページをお願いします。

合計12事業で7億1,461万9,000円を計上しております。

第3条地方債の補正につきましては、4ページをお願いします。

5事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を7億2,850万円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

14、15ページをお願いします。

款2総務費の項1目1一般管理費では、中途退職者の退職手当組合負担金として830万円の増額。

目3財産管理費では、特定外来生物対策事業費の決算見込みにより、1,490万円を減額。

目11減債基金費では、内水対策事業に係る県補助金の額確定に伴う積立金887万9,000円の増額。

目25子供の未来応援基金費では、遺贈寄附制度により受けた、寄附金を当該基金に積立てるための積立金1億4,742万4,000円の増額。

項4目3衆議院議員選挙費では、執行経費の一部が次年度交付となることによる財源補正。

款3民生費の項1目1社会福祉総務費では、給付費の減少に伴う繰出金1,500万円の減額。

目11障害福祉費では、自立支援医療給付費の令和6年度補助金の精算に伴う償還、報酬改定に伴うシステム改修業務、介護給付費の利用者増加及び過年度事業の精算に伴う償還によ

り、2,616万2,000円の増額。財源としてシステム改修費には国庫補助金が50%充当、介護給付費の補助費には、国庫補助金が50%、県負担金が25%それぞれ充当。償還金には事業者からの返還金が100%充当されます。

続いて、16、17ページをお願いします。

目18後期高齢者医療費では、特別会計への繰出金として81万円の増額。財源として県負担金が75%充当されます。

項2目2児童福祉施設費では、保育所委託措置業務及び令和6年度補助金の精算に伴い1,804万7,000円を増額。財源として委託費には、国・県負担金及び保育所保育料が充当されます。

目5学童保育費は第2小学校学童室の空調工事に地方債を充当する財源補正となります。

18、19ページをお願いします。

款6農林商工費の項1目5農地費では、地籍調査事業費確定に伴い299万5,000円を減額。

款7土木費の項2目2道路新設改良費では、路面正常調査等の事業費確定に伴い1,960万円を減額。

項3目1河川総務費では、緊急内水対策事業の事業費確定に伴い483万円を減額します。

次に、20、21ページをお願いします。

同じく土木費の項4目1都市計画総務費では、立地適正化計画策定業務の事業確定に伴い540万円を減額。

款8消防費の項1目4災害対策費では、避難所の環境改善用資機材の整備費として577万9,000円を増額。財源として国庫補助金が50%充当されます。

款9教育費の項1目2事務局費では、私立幼稚園への給付費の決算見込みにより250万円を減額します。

22、23ページをお願いします。

同じく教育費の項2目1小学校管理費では、各小学校体育館の空調工事費として2,063万5,000円を増額。財源として国庫補助金と地方債がそれぞれ50%充当されます。

項3目1中学校管理費では、第2中学校の屋上、外壁工事費として1億7,446万1,000円を増額。財源として国庫補助金が30%、地方債が70%充当されます。

続いて、歳入について説明いたします。

10、11ページをお願いします。

款17財産収入では、町有地の売払いに伴い5,695万8,000円を増額します。

12、13ページをお願いします。

款19繰入金では、歳入歳出予算の財源調整として5,918万7,000円の減額、それ以外のものについては歳出でご説明した各事業の財源として合計3億4,750万1,000円を増額するものでございます。

次に、議案第8号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ381万1,000円を追加し、予算総額を19億3,781万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は奈良県に対して納付する国民健康保険事業費納付金及び特別調整交付金の交付額が確定したことによるものでございます。

議案第9号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億2,000万円を減額し、予算総額を21億4,923万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、居宅系サービスや手術系サービスに係る保険給付費等が介護保険事業計画の見込みよりも利用者が少なかったため、不要となった額をそれぞれ減額するものです。

また、給付費の減少に伴い歳入を予定していた各財源もそれぞれ減額するものです。

次に、議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ581万円を追加し、予算総額を5億8,592万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、後期高齢者医療保険制度における保険料の収入見込及び基盤安定分の額の確定に伴う補正となります。

次の、議案第11号から議案第16号までの6議案につきましては、令和8年度河合町一般会計並びに4特別会計、1企業会計の当初予算となっております。これらの議案につきましては、予算書及び予算に関する説明書と予算案の概要により説明させていただきます。

まず、議案第11号 令和8年度河合町一般会計予算につきましては、予算書3ページ並びに予算案の概要の15ページをお願いします。

第1条歳入歳出予算につきましては、予算の総額を86億6,000万円と定め、前年度との比較では6億円、7.4%の増額となっております。

第2条債務負担行為につきましては、予算書10ページをお願いします。

地方自治法第214条の規定により、後年度に債務を負担することのできる時効期間及び限度額を定めており、緊急内水対策事業につきまして、表のとおり期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条地方債につきましては、予算書11ページをお願いします。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、表のとおり12事業、限度額を5億7,730万円とするものでございます。

第4条一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を15億円と定めるものでございます。

第5条歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、議案第12号、令和8年度河合町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算書259ページ並びに予算案の概要の87ページをお願いします。

第1条歳入歳出予算では、予算の総額を17億4,100万円と定め、前年度との比較では、1億9,300万円、率で10.0%の減額となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めております。

議案第13号 令和8年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算書293ページ並びに予算案の概要の89ページをお願いします。

第1条歳入歳出予算では、予算の総額を160万円と定め、前年度との比較では50万円45.5%の増額となっております。

議案第14号 令和8年度河合町介護保険特別会計予算につきましては、予算書309ページ並びに予算案の概要の91ページをお願いします。

保険事業勘定につきましては、第1条歳入歳出予算で予算の総額を23億5,800万円と定め、前年度との比較では1億1,400万円、5.1%の増額となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めております。

議案第15号 令和8年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算につきましては、予算書349ページ並びに予算案の概要の105ページをお願いします。

第1条歳入歳出予算では、予算の総額を6億1,700万円と定め、前年度との比較では3,900

万円、6.7%の増となっております。

議案第16号 令和8年度河合町下水道事業会計予算につきましては、別冊の下水道事業会計予算書の1ページ並びに予算案の概要の107ページをお願いします。

第2条業務の予定量は予算書のとおりでございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額及び支出額共に6億410万9,000円と定めております。

第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を2億9,182万4,000円。支出額を4億2,741万7,000円と定めております。

第5条企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり3事業、起債限度額1億5,530万円と定めるものでございます。

第6条一時借入金につきましては、限度額を8,600万円と定めるものでございます。

第7条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、その範囲を収益的支出及び資本的支出のそれぞれ各項の間と定めるものでございます。

第8条議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,439万2,000円と定めるものでございます。

第9条他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助を受ける金額として9,909万7,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第17号 河合町子どもの未来応援基金条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、本町に居住されていた方からの遺贈による寄附金を活用し、新たに、子どもの未来応援基金を設置するために、その適切な管理運用に関し、必要な事項を定めるために制定するものです。なお、この条例は公布の日から施行するものです。

議案第18号 河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正についてでございます。

このことにつきましては、近年所有者が不明、あるいは管理が行き届かない空き地が増加し、雑草の繁茂による問題が深刻化していることから、空き地の所有者等に関する情報の利用権限の追加や罰則規定を見直すなど、より実効性を高めるための条例改正を行うものです。なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、近年の災害の激甚化、頻発化に伴う消防団員の役割の多様化を

踏まえ、消防団員の処遇改善を目的とした報酬額の引き上げを実施するため、条例の一部を改正するものです。なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第20号 職員の旅費に関する条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、デジタル化の進展や交通機関、料金体系の多様化といった社会情勢の変化に対応すると共に、事務負担の軽減や業務環境の改善を計るため、既定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、適正な施術を確保することを目的に、職員の旅費に関する条例等の一部を改正するものです。なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、子ども子育て支援法、地方税法及び同法施行令が改正されたことに伴い、子ども子育て支援納付金課税額や基礎課税額等の限度額に関する規定の改正を行うものです。なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第22号 河合町立体育館使用条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、町立体育館の使用料において、新たにバドミントンコートとして使用した場合の区分を設けるため、条例の一部を改正するものです。なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第23号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和7年度税制改正に伴う介護保険料収入不足を防ぐ観点から、従前の税制で、令和8年度介護保険料を付加することとなりますが、これにより住民税が非課税であった方が課税扱いとなる場合があり、このような影響を解消するための特例減免を設けると共に、その対象者の利便性を考慮し、本人の申請を待たずにシステム上で一括して減免を適用できるよう、条例の一部の改正を行うものでございます。なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

次に議案第24号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る保障基礎額等が改正されることに伴い条例の一部を改正するものです。なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

このことにつきましては、令和7年9月5日に締結した、不毛田川流域内水対策事業に伴

う道路改良工事請負契約の変更契約を締結するために議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、委員任期の満了に伴い、引き続き森本直也氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、委員任期の満了に伴い、引き続き平田馨氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、上程いたしました21案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第7号から議案第10号、議案第17号から議案第25号、同意

第1号及び同意第2号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第7号、日程第4、議案第8号、日程第5、議案第9号、日程第6、議案第10号、日程第7、議案第17号、日程第8、議案第18号、日程第9、議案第19号、日程第10、議案第20号、日程第11、議案第21号、日程第12、議案第22号、日程第13、議案第23号、日程第14、議案第24号、日程第15、議案第25号、日程第16、同意第1号、日程第17、同意第2号につき審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告いたします。

議案第7号、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第24号を総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第25

号を厚生建設常任委員会に付託します。

同意 1 号、同意 2 号につきましては、最終日に審議いたします。

◎議案第 11 号から議案第 16 号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第18、議案第11号、日程第19、議案第12号、日程第20、議案第13号、日程第21、議案第14号、日程第22、議案第15号、日程23、議案第16号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

特別委員会を設置いたします。

委員会の名称は予算審査特別委員会といたします。

ただいま設置いたしました、委員会の委員数及び委員の選任についてはどのようにしたらよろしいでしょうか、お諮りいたします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

議案第11号から議案第16号までの審議は議長を除く全議員で構成される予算審査特別委員会に付託いたします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には、梅野美智代議員、同副委員長には、大西孝幸議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了いたしました。

本日は、これで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 11 時 17 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 長谷川 伸 一

署 名 議 員 杵 本 光 清